

〔検討事項〕 □議会広報の充実

1. 考え方について

- ①市議会だよりや市議会ホームページにより議会活動についての情報をわかりやすく積極的に周知するように努める。
- ②インターネット等をはじめとする情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会や市政に対して関心を持つよう広報活動に努める。
- ③広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置に努める。

2. 福島市議会の状況

- ・市議会だよりの発行・・・定例会ごとに年4回（※改選時に臨時号）発行、6～10頁、
主な内容：定例会の概要、質問内容、請願・陳情の審議結果、可決された意見書、特別委員会等
- ・市議会ホームページ
主な内容：市議会・議員紹介、定例会日程等・傍聴案内、議会録画中継、請願・陳情の方法、議決結果、請願・陳情の審議結果、市議会だより、会議録検索システム、議長交際費執行状況、政務調査費收支閲覧制度、これまでの主な取り組み
- ・本会議の録画映像を配信している

3. 参考条文、参考事例等

○所沢市 第21条（議会広報の充実）

議会は、広報紙等を利用して、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めなければならない。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動等に努めるものとする。

3 議会は、広報紙等の充実のため、市民からの意見や要望を取り上げるよう努めるものとする。

○流山市 第22条（議会広報の充実）

議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

○上越市 第10条（広報広聴委員会）

1 議会は、市民との情報の共有を推進するとともに、市民参画の機会の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を置く。

2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

○参考事例

広報広聴委員会等の設置・・・伊賀市、京丹後市、流山市、上越市、四日市市